

各務原市水質改善対策委員会における委員の除斥に関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、各務原市附属機関設置条例第10条の規定に基づき、各務原市水質改善対策委員会における委員の除斥に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の除斥）

第2条 委員は、自己の利害に関係する議事において発言その他の意思表示をすることができない。

（利害の定義）

第3条 前条に規定する自己の利害に関係する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- （1）委員又はその3親等以内の親族であり、若しくはであった者が、議事の対象とする技術及び製品に係る事業者（以下「対象事業者」という。）の役員、従業員等であるとき
- （2）委員が議事の対象とする技術及び製品の売上等により対象事業者から利益の分配を受ける立場にあるとき
- （3）議事の対象とする技術及び製品が特定の事業者により独占的に提供される場合において、委員が対象事業者との共同開発、報酬を伴う対象事業者への技術供与又は助言のいずれかを現に行っているとき
- （4）前各号に掲げるもののほか、委員が対象事業者と特別の利害関係を有するとき

（利害の申告）

第4条 委員は、自らについて、前条各号に規定する自己の利害に関係する場合に該当し、又はこれに準ずる事情その他の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情があると思料するときは、委員長に対して、その旨を申し出なければならない。

附 則

この要領は、令和6年6月29日から施行する。